

家庭系使用済みパソコンの市町村からの引取りについて

2024 年 6 月 1 日

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成三年四月二十六日法律第四十八号)第二十六条に基づく「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成十三年三月二十八日経済産業省・環境省令第一号)第四条に規定されている「市町村からの引取り条件」について、以下のよう

に公表いたします。

市町村からの引き取り条件

市町村は、消費者と同じ手続き・条件によって、弊社が製造等をした使用済みパーソナルコンピュータの引取りを弊社に求めるものとします。

ご参考：手続き・条件については、「家庭系(個人)のお客様」を参照して下さい。

以上